

○錦江町心身障害者扶養共済制度掛金の一部負担に関する条例  
平成17年3月22日条例第78号

錦江町心身障害者扶養共済制度掛金の一部負担に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年鹿児島県条例第6号。以下「県条例」という。)に基づき、鹿児島県(以下「県」という。)が実施する心身障害者扶養共済制度に加入する心身障害者の保護者のうち、掛金の納付が経済的に困難な者に対し、錦江町がその掛金の一部を負担し、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「保護者」とは、県条例第5条第2項の規定により加入を承認された者をいう。

2 この条例において、「掛金」とは、県条例第6条第1項の規定により保護者が県に納付すべき掛金をいう。

(掛金の負担)

第3条 錦江町は、月の初日において町内に住所を有する次の各号に掲げる世帯の保護者が納付する掛金について、当該各号に定める金額を負担する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 掛金の10分の4.5に相当する額

(2) 前年度分の町民税非課税世帯 掛金の10分の3.0に相当する額

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大根占町心身障害者扶養共済制度掛金の一部負担に関する条例(昭和53年大根占町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。